

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	児童扶養手当支給事業						担当部	健康福祉部							
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	子育て支援課								
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降			担当係	子育て支援係						
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		12 子育て支援		6 ひとり親家庭への支援をする									
		副目的														
	予算区分	款	3		項	3		目	3		大	3		中	1	
	根拠法令・個別計画	児童扶養手当法														
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	99.7 %			委託	0.3 %			助成	0 %					
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	手当の支給により、ひとり親家庭で養育される児童の生活の安定を図る。														
	内容 (手段)	<p>○23年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 離婚・死亡・行方不明・遺棄・拘禁などにより父又は母がいないか、父又は母が重度の障害状態にある18歳以下の児童(18歳に達した日の属する年度の末日までの者)を養育している保護者に支給する。平成22年8月から父子家庭へも支給が拡大された。 月額: 41,720円～9,850円 児童2人の場合: 月額5,000円を加算 児童1人増すごとに: 月額3,000円を加算 ※所得制限あり <p>8月に現況届受付を実施する。</p> <p>平成24年3末日現在の支給世帯数(全部停止者除)、母子家庭1,085世帯、父子家庭50世帯、その他(養育者など)世帯36世帯の計1,198世帯。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金 扶助費の1/3 <p>【直接経費の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消耗品、印刷費等(3,884千円) 通信費(431千円) システム委託料(1,830千円) 研修会等負担金(291千円) 児童扶養手当(543,921千円) <p>○24年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度と同様に実施する。 ・月額: 41,430円～9,780円 2人の場合: 月額5,000円を加算 児童1人増すごとに: 月額3,000円を加算 ※所得制限あり 														
受益者負担	無															

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	480,383	508,188	550,357	606,780	
		正職員	従事者数	人	0.70	0.70	0.70	0.70
			人件費	千円	3,723	3,723	3,723	3,723
		その他職員	従事者数	人	1.00	1.00	1.00	1.00
			人件費	千円	1,385	1,238	1,238	1,238
		費用合計		千円	485,491	513,149	555,318	611,741
	対前年比		%		105.6	108.2	110.1	
財源	一般財源	千円	325,977	345,103	374,926	412,025		
	国・県支出金	千円	159,514	168,046	180,392	199,716		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名		単位	H21	H22	H23	H24
	手当の支給回数	回	目標	3	3	3	3
			実績	3	3	3	
			目標				
			実績				
			目標				
実績							
績	成果指標名		単位	H21	H22	H23	H24
	延受給対象児童数	人	目標	-	-	-	-
			実績	20,100	20,917	22,536	
			目標				
			実績				

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	年3回の定期支払はじめ、申請受付、現況届事務等を滞りなく行うことができた。また、父子家庭への申請勧奨も、申請開始前、経過措置の終了前に実施し、50世帯の申請事務を行った。
		事業実施における課題等	1人に対する相談、申請、審査に時間がかかるため、担当者が対応中の場合、待ち時間が長くなる場合がある。
		事業を縮小・廃止したときの影響	ひとり親家庭の児童の生活の安定が図れない。(児童扶養手当法に定められているため、市の判断で縮小・廃止はできない。)
今後の事業の方向性	方向性の判定	現状維持	
	判定理由	制度も複雑化しているが、年3回の定期支払はじめ、申請受付、現況届事務等を滞りなく行うことができた。	
	改善案等	専門知識が必要となるが、研修やマニュアルなどにより対応出来る職員を増やす。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。